

㊦ 通知書の送付

徴収区分	徴収月	保険料額	通知書の送付
特別徴収 〔年金から 天引き〕	4月	2月と同額	なし
	6月	変更がある場合	あり
	8月		
	10月 12月 2月	7月に決定通知書を送付	
普通徴収 〔納付書で 納める〕	4月 ～ 6月	4月に決定	4月に通知
	7月 ～ 3月	7月に決定	7月に通知

【引き続き特別徴収（年金から天引き）されている方】

4月の「特別徴収（仮徴収）額決定通知書」は送付しませんのでご了承ください。

【4月から6月に転入、または65歳を迎えられた方】

資格を取得された月からの保険料を7月から翌年の3月までの納期（9回）で納めていただきます。